

I 測量業務共通仕様書

1-32	現場管理と安全の確保	I-1-15
1-33	履行報告	I-1-16
1-34	使用単位	I-1-16
1-35	暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	I-1-16
1-36	個人情報の取扱い	I-1-16
1-37	行政情報流出防止対策の強化	I-1-18
1-38	ワンデーレスポンス・労働環境改善プロジェクト	I-1-19
1-39	測量法による手続き等	I-1-36
1-40	測量法による手続きの書式	I-1-38
1-41	「規程」による手続き等	I-1-47
1-42	承諾願	I-1-56
1-43	借用返納書	I-1-57
1-44	特定外来生物(植物)について	I-1-58
1-45	三次元点群測量	I-1-59
1-46	法定外の労災保険の付保	I-1-59

I 測量業務共通仕様書

## 1-46 法定外の労災保険の付保

1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付きなければならない。
2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
3. 受託者は、契約委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下、「法定外の労災保険」)を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。
4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

II 調査業務共通仕様書

1-32 履行報告	II-1-17
1-33 使用単位	II-1-17
1-34 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	II-1-17
1-35 個人情報の取扱い	II-1-17
1-36 行政情報流出防止対策の強化	II-1-18
1-37 ワンデーレスポンス・労働環境改善プロジェクト	II-1-19
1-38 特定外来生物(植物)について	II-1-29
1-39 法定外の労災保険の付保	II-1-29

II 調査業務共通仕様書

ときに携帯すること。

- ・防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を発注者に返還すること。

(4) 作業における留意事項

- ・防除作業については、業務担当員と十分協議し指示によること。なお、設計変更が生じる場合は別途協議するものとする。

ア. 除草・集草時

- ・刈草が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。
- ・集草時は、特定外来生物(植物)と通常の植物を区分して取扱うこと。
- ・現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。

イ. 生きている個体、種子、根の器官を搬出する場合

- ・搬出先には、特定外来生物(植物)を含む刈草であることを通知し、適切な処分が可能か確認すること。また、特定外来生物(植物)を含む廃棄物の適切な処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じること。
- ・処理方法については、設計図書によること。

## 1-39 法定外の労災保険の付保

1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付きなければならない。
2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
3. 受託者は、契約委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下、「法定外の労災保険」)を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。
4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

Ⅲ設計業務共通仕様書

1-32	履行報告	Ⅲ-1-17
1-33	使用単位	Ⅲ-1-17
1-34	使用する技術基準等	Ⅲ-1-18
1-35	現地踏査	Ⅲ-1-18
1-36	設計業務等の種類	Ⅲ-1-18
1-37	調査業務の内容	Ⅲ-1-18
1-38	計画業務の内容	Ⅲ-1-18
1-39	設計業務の内容	Ⅲ-1-18
1-40	調査業務の条件	Ⅲ-1-19
1-41	計画業務の条件	Ⅲ-1-19
1-42	設計業務の条件	Ⅲ-1-20
1-43	環境配慮の成果	Ⅲ-1-22
1-44	調査業務及び計画業務の成果	Ⅲ-1-22
1-45	設計業務の成果	Ⅲ-1-23
1-46	維持管理への配慮	Ⅲ-1-24
1-47	暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	Ⅲ-1-24
1-48	個人情報の取扱い	Ⅲ-1-24
1-49	行政情報流出防止対策の強化	Ⅲ-1-25
1-50	コンクリート構造物における全体最適の検討	Ⅲ-1-27
1-51	ワンデーレスポンス・労働環境改善プロジェクト	Ⅲ-1-27
1-52	法定外の労災保険の付保	Ⅲ-1-28

Ⅲ設計業務共通仕様書

- (2) 昼休み時間や17時以降の打合せを行わない。
6. 受託者は取組効果・課題等の把握を目的としたアンケート調査を実施する場合は協力されたい。

### 1-52 法定外の労災保険の付保

- 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付きなければならない。
- 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 受託者は、契約委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。
- 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。